

平成二十五年九月五日

秋田県能代市出戸本町二二二二四

☎ 0185-891-3311

秋田県原爆被害者団体協議会

会長

小山 春雄



大仙市 議会公議議長 殿

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」

改正を求める意見書採択についての陳情

私たちは、六十八年前広島、長崎で原爆被害にあった秋田県に在住する被爆者です。

日頃より、私たちの援護につきまして、多大のご配慮を賜っておりますことに、心から御礼申し上げます。

広島・長崎の被爆から六十八年目を迎えました。人類がつくり出した最も残忍な兵器、核兵器による地獄を体験させられた私たちは、今日まで、自らの命を削る思いで被爆体験を語り、核兵器による犠牲が二度と生まれなことを強く願って運動を続けてきました。この地球上から核兵器をなくすことは、私たち被爆者の悲願です。

現行法(平成五年制定)が制定されたとき私たち被爆者は積極的に評価しながらも「援護法の魂というべき国家補償は抜き取られている」「原爆投下に至った国の戦争責任もアメリカの原爆投下責任もまったく触れられていない」「最大の被害者である死没者への補償がない」ことを明らかにしました。その上で引き続き原爆被害への国の償いと核兵器ゼロの実現をめざして運動を続けると声明し今日にいたっています。

実態にあわない現行法、それにもとづく政府の対応に被爆者が起こした原爆症集団認定では被爆者が連続して勝訴し、国の誤りが明らかになっています。これらの矛盾を解決し、高齢化した被爆者が核兵器のない世界を後の世に残すための精一杯の法改正要求です。

貴議会が現行法を意見書の内容の趣旨に沿って採択くださるようお願いいたします。

なお、別項に意見書内容のひな型を書き添えます。

「意見書」の内容

一、再び被爆者をいくらにせよとの決意をこめ、原爆被害に対する国の償いと核兵器の廃絶を趣旨とする法の目的を明示すること。

二、原爆死没者に償いをせよこと。

三、すべての被爆者に償いをせよこと。

